

相模原市告示第532号

平成25年度における労働報酬下限額の設定について

相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第6条の規定により平成25年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第3項の規定により告示する。

平成24年10月31日

相模原市長 加山俊夫

- 1 労働報酬下限額を定めた契約の種類
相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約
- 2 労働報酬下限額
885円
- 3 適用日
平成25年4月1日